

2024年1月22日

メンバー各位

クラス6 – FD&D

2024 保険年度加入証明書追認状

(Endorsements to 2024/25 policy year Certificates of Entry – Rule 20.1.10 Communicable Disease Risks)

2024年1月9日火曜日に開催された総会においてクラス6 (FD&D) ルールの変更案が全会一致で承認されました。2024年1月10日付のCircularをご参照ください。

2024/25年度クラス6 (FDD) 感染症リスクに関する追認状を添付しています。

メンバーの皆様は紅海の航行に影響を与える治安状況の悪化をご存じかもしれません。クラブの再保険者はクラブに対して戦争危険に関するNon-poolableの再保険契約を解除する通知を行いましたので、クラブは同様の通知を行うことが必要になりました。

理事会はFD&D保険に関して、コロナウイルスを含む感染症リスクに関し、1件につき2百万米ドル、1メンバーにつき年間総額4百万米ドルのカバーを提供することを決定しました。さらに、(追加手配されたカバーなどを含む)当クラブが提供する感染症リスク制限規則または関連条項が適用されるあらゆる補償および保険に関しては、1メンバーにつき回収できる年間総額は1千万米ドルを上限とします。

添付の追認状は加入証明書にその旨の記載があるメンバーに適用されます。

敬具

Tindall Riley (Britannia) Limited / Tindall Riley Europe Sàrl
マネジャー

FDD – Communicable Disease Risks Endorsement

2024/25年度

期間 : 12:00:00 協定世界時 2024年2月20日より
12:00:00 協定世界時 2025年2月20日まで

ルール20.1.10 認定感染症は削除され、下記のルール20.1.10 感染症リスクに置き換えられる。

20.1.10 感染症リスク

- 20.1.10.1 世界保健機関(WHO)が当該感染症の発生を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(認定感染症)と判断した場合、この保険の下で回収できる認定感染症の感染または感染の申し立てに直接起因する、損失、損害、債務または費用は、ルール 20.1.10.7 に明記された金額に制限されるものとする。
- 20.1.10.2 ルール20.1.10.1の制限は、認定感染症の感染が確認された事例に直接起因し、またWHOが当該感染症を認定感染症と決定した日以前に感染したことをメンバーが証明した場合には適用されないものとする。
- 20.1.10.3 ただし、ルール20.1.10.2の要件が満たされているか否かにかかわらず、いかなる場合も、次に掲げる債務、費用、損失および損害に対する保険担保はないものとする。
- 20.1.10.3.1 予防のためか治療のためかを問わず、認定感染症の特定、浄化、無害化、除去、監視もしくは検査のための債務または費用
- 20.1.10.3.2 認定感染症の結果として生じる収益損失、用船料損失、営業中断、販路喪失遅延、その他間接的な金銭的損失(名目のいかなを問わない)に関する債務、またはこれらに起因する損失もしくは費用
- 20.1.10.3.3 認定感染症のおそれから生じる損失、損害、債務または費用
- 20.1.10.4 ルール20.1.10でいう認定感染症とは、世界保健機関(WHO)が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると認定した感染症の流行のことであり、感染症とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物によって生物から生物へと感染する疾患を指す。
- 20.1.10.4.1 ここでいう物質または媒介物には、生きていると思われるか否かを問わず、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種または変異株が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 20.1.10.4.2 感染の方法には、直接か間接かを問わず、人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体表面、液体または気体を介した感染が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 20.1.10.4.3 疾患、物質または媒介物とは、単独で作用するか、他の併発疾患、症状、遺伝的感受性もしくは免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的もしくは恒久的な身体もしくは精神の障害の原因となる可能性、またはいかなる資産の価値もしくはその安全な使用に悪影響を及ぼす可能性のあるものを指す。

20.1.10.5 コロナウイルス性疾患

20.1.10.5.1 以下の疾患(以下、コロナウイルス性疾患)の感染または、感染の疑いに直接起因する、ルール 20.1.10が適用される損失、損害、債務、費用または経費の回収:

20.1.10.5.1.1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19);

20.1.10.5.1.2 重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV-2);
または

20.1.10.5.1.3 SARS-CoV-2 の突然変異または変異は、ルール 20.1.10.7 に明記される金額に制限されるものとする。

20.1.10.5.2 コロナウイルス性疾患はそれぞれ、上記のルール 20.1.10.1 および20.1.10.4 に従って認定感染症とみなされ、補償の対象となる:

20.1.10.5.2.1 ルール 20.1.10.1 に基づくWHO の決定とは無関係である;

20.1.10.5.2.2 本ルール 20.1.10.5 には適用されないルール 20.1.10.2 の規定を除外し、

20.1.10.5.2.3 ルール 20.1.10.3 の除外規定に従うものとする。

20.1.10.6 ルール20.1.10は、本保険が適用されなければカバーされなかった責任をカバーするために、本保険を拡張するものではない。

20.1.10.7 ルール20.1.10が適用される場合のクラブからの回収

20.1.10.7.1 下記に限定されるものとする:

20.1.10.7.1.1 1件につき2百万米ドルのサブリミット
(下記ルール20.1.10.7.2.3参照)

20.1.10.7.1.2 1メンバーにつき年間総額4百万米ドル。

20.1.10.7.2 疑義を避けるため、またルール20.1.10の意図を明瞭にするため、ルール 20.1.10.7.1のサブリミットおよび年間総額の上限は:

20.1.10.7.2.1 シニアメンバーごとに適用され、ルール8.5に従い加入証明書に記載されたジョイントメンバーがメンバーに含まれる場合、カバーの限度額はシニアメンバーおよび当該ジョイントメンバーの合算額となる。

20.1.10.7.2.2 ブリタニア・スチームシップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ(以下「ブリタニア・ヨーロッパ」)および/またはブリタニア・スチームシップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド(以下「ブリタニア(UK)」)のメンバーごとに適用される。ブリタニア・ヨーロッパとブリタニア(UK)の両方のメンバーは、1名のメンバーとみなされ、その回収はルール20.1.10.7.1.2に明記された年間総額を限度額とする。

20.1.10.7.2.3 本ルールに明記された限度額は加入条件に基づき適用されるカバーの限度額に代わるものであり、これらのカバーの限度額を上積みするものではない。

20.1.10.7.2.4 この保険のもとで回収可能な金額を増加させる役割を果たすものではない。

20.1.10.7.3 クラブが提供するあらゆる補償および保険に適用される感染症リスク制限規定および関連条項の下での補償は、1メンバーにつき年間総額1千万米ドルを上限とする。感染性疾病リスク制限規定および特約の目的のため、その証明の如何を問わず、「メンバー」とは、以下のいずれか1つ以上に該当する者を意味するものとする：

20.1.10.7.3.1 クラス3のクラブルールに基づく被保険者であるメンバー；

20.1.10.7.3.2 クラス6のクラブルールに基づく被保険者であるメンバー；

20.1.10.7.3.3 クラブの用船者賠償責任保険の被保険者；

20.1.10.7.3.4 当クラブが発行した加入証明書または関連保険証明書に記載されているクラブの追加保険に加入している被保険者（当該証書に含まれるジョイントメンバーまたは共同被保険者を含む）、および「年間総額」という用語における「年間」とは、回収される感染症リスク制限規則または条項が適用される最初の補償または保険の開始時に始まる12カ月間を意味するものとする。

2021年3月8日付JL2021-014および2020年4月9日付LMA5395に基づく。

その他の条件に変更はありません。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。